

令和8年度採用 福岡市総務企画局国際部国際交流課 会計年度任用職員 募集案内
【 国際渉外担当員(韓国語) 】

1 応募受付期間

2026（令和8）年1月7日（水）～2026（令和8）年2月6日（金）【当日必着】

2 募集内容

職名	国際渉外担当員（韓国語）
採用予定人数	1人
職務の概要	（１）姉妹都市を含む海外との交流に係る折衝、連絡調整業務 （２）各種資料及び海外との各種折衝における翻訳・通訳業務 （３）その他所属長が必要と認める業務
勤務地	福岡市総務企画局国際部国際交流課 （福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所 8 階）
任用期間	2026（令和8）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで ※任用開始日については、合格者と相談の上、変更する場合があります。 ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 （１）「ハングル」能力検定試験１級または韓国語能力試験６級、あるいはそれらと同レベルの韓国語力のいずれかを有すること。 （２）日本語を母国語としない場合は、上記と同等の韓国語力に加え、日本語検定１級あるいは同レベルの日本語力を有すること。 （３）パソコンによる業務（Word、Excel、PowerPoint 等）が可能なこと。 （４）国際関係業務での通訳及び翻訳の実務経験を有すること。 （５）出張（海外及び国内）が可能であること。 （６）外国籍の方の場合は、就労が可能な本邦在留資格を有すること。 （７）令和8年4月1日から採用に応じられ、任用期間を通じて職務に従事できる人 2 次のいずれかに該当する人は受験できません。 （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （２）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

	※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
--	------------------------------------

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場	応募書類をもとに書類選考を行います。	令和8年2月14日（土）に福岡市内で行う予定。場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知の際にお知らせします。
内容		翻訳試験（韓⇔日）、面接（人物評価、通訳（韓⇔日）実技評価）を行います。
合格発表	令和8年2月9日（月）頃	令和8年2月16日（月）頃

※合格発表は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

※合格結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

4 合格から採用まで

- （1）最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- （2）候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- （3）候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- （4）地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	月曜日から金曜日までの週5日（土日祝日の勤務を命じる場合があります）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則、午前10時から午後4時半まで（休憩時間60分） ※業務の都合上、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務を命じる場合があります。
給与	月額214,911～231,773円（地域手当相当報酬を含む。） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 ※採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、そ

	の定めるところによります。
期末・勤勉手当	年 2 回（6 月、12 月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000 円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職非常勤職員
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当（相当報酬）などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	・福岡市国際部国際交流課会計年度任用職員募集申込書（様式 1） ・業務経歴等調書（様式 2） ・「2 募集内容(受験資格)」に定められている資格を証明できる書類のコピー ・返信用封筒 1 部（110 円切手を貼り、宛先を明記した長形 3 号・第 1 次選考結果通知用） ※募集申込書、業務経歴等調書は福岡市役所 1 階情報プラザ、福岡市役所総務企画局国際部国際交流課、各区役所、入部・西部出張所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。 URL: https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/syokuin/kkndsyokuin.html#0102 ※募集申込書には写真を貼ってください（写真の裏に記名すること）。 ※応募資格に係る経歴や韓国語能力については、詳しく記載して下さい。
受付期間	令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 2 月 6 日（金）【必着】
提出方法	・応募は郵送に限ります。※持ち込みや FAX、Email などによる提出は受理しません。 ・封筒の表に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送して下さい。特定

	記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1（福岡市役所 8 階） 福岡市総務企画局国際部国際交流課【会計年度任用職員】募集担当 宛

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市総務企画局国際部国際交流課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL：092-711-4023 FAX：092-733-5597

Email：kokusaikoryu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp